ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該期間の日数が四年から受給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、受給期間に算入しないものとした。（第二〇条の二関係）

3　能力開発事業の改正

能力開発事業として、職業能力開発促進法第一〇条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うことができるものとした。（第六三条第一項第六号関係）

4　国庫負担の改正

㈠　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。以下この㈠において同じ。）に要する費用に係る国庫の負担額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすることとした。（第六六条第一項第一号関係）

(1)　毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合　当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四分の一

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四〇分の一

㈡　日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすることとした。（第六六条第一項第二号及び第六七条関係）

(1)　㈠の(1)に掲げる場合　当該日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一

(2)　㈠の(2)に掲げる場合　当該日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三〇分の一

㈢　国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が一、〇〇〇分の一五・五（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険率が変更されている場合においては一、〇〇〇分の一五又は一、〇〇〇分の一四・五）以上である場合その他の政令で定める場合に限る。）には、当該会計年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、雇用保険法第六六条第一項、第二項及び第五項並びに第六七条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができるものとした。（第六七条の二関係）

㈣　雇用継続給付（介護休業給付金に限る。㈤において同じ。）、育児休業給付及び職業訓練受講給付金に係る国庫の負担額については、当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の一〇〇分の五五に相当する額とすることとした。（附則第一三条第一項関係）

㈤　令和四年度から令和六年度までの各年度における雇用継続給付及び育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額については、㈣にかかわらず、国庫が負担すべきこととされている額の一〇〇分の一〇に相当する額とすることとした。（附則第一四条の三第一項関係）

㈥　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、国庫が、予算で定めるところにより、令和四年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用（特別会計に関する法律附則第二〇条の三第四項の規定による繰入れ又は同条第五項の規定による補足を行った金額がある場合は、当該金額に相当する額を当該費用に加えた額）の一部を負担できるものとするとともに、国庫が、同年度における雇用安定事業（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業等に限る。）に要する費用のうち政令で定めるところにより算定した額を負担するものとした。（附則第一四条の四第一項及び第二項関係）

㈦　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和七年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で㈣の国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとした。（附則第一五条関係）

5　基本手当の支給に関する暫定措置の改正

特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）を特定受給資格者とみなして基本手当の支給に関する規定を適用する暫定措置を令和七年三月三一日以前の離職者まで適用するものとした。（附則第四条第一項関係）

6　地域延長給付の改正

地域延長給付について、令和七年三月三一日以前の離職者まで支給することができるものとした。（附則第五条第一項関係）

7　教育訓練支援給付金の改正

教育訓練支援給付金について、令和七年三月三一日以前に教育訓練を開始した者に対して支給するものとした。（附則第一一条の二第一項関係）

8　返還命令等の対象の追加

募集情報等提供事業を行う者（二の1の募集情報等提供を業として行う者をいい、二の1の㈢に掲げる行為（労働者になろうとする者の依頼を受けて行う場合に限る。）を行う者に限る。）が偽りの届出等をしたため失業等給付が支給されたときは、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、失業等給付の返還又は納付額の納付を命ずることができるものとした。（第一〇条の四第二項関係）

二　職業安定法の一部改正関係

1　募集情報等提供の定義の拡大

「募集情報等提供」について、次に掲げる行為をいうものと定義することとした。（第四条第六項関係）

㈠　労働者の募集を行う者等（労働者の募集を行う者、募集受託者又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（以下この1において「職業紹介事業者等」という。）の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

㈡　㈠のほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又は職業紹介事業者等をいう。㈢において同じ。）に提供すること。

㈢　労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

㈣　㈢のほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

2　官民の相互協力

雇用情報の充実等に関し、職業安定機関と相互に協力するよう努めなければならない対象に募集情報等提供事業を行う者を加えることとした。（第五条の二第一項関係）

3　求人等に関する情報の的確な表示

㈠　公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下この3において「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（㈢において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないものとした。（第五条の四第一項関係）

㈡　労働者の募集を行う者及び募集受託者は、広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとした。（第五条の四第二項関係）